

最上センター薬局 貸会議室利用規約

第 1 条 (目的)

本利用規約は、最上センター薬局(以下薬局)貸会議室の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (遵守事項)

1. 会議室利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用時間ならびに定員は、所定の範囲内とすること
 - (2) 利用後の原状回復を行うこと
 - (3) 建造物、設備及び什器備品を汚損・破損・紛失しないこと
 - (4) 貴重品等は、会議室利用者の責任において管理すること
2. 前項各号に違反して会議室利用者に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず、薬局を運営するラッキーバグ株式会社（以下 LB 社）は一切の責任を負わない。
3. 会議室利用者の責における付属設備機器の損壊又は著しい会議室の汚損等が生じた場合は、LB 社が指定する内容で実費弁償を行う。

第 3 条 (禁止事項)

会議室利用者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) LB 社の承認しない掲示、物品販売、募金活動、音楽関係の催事、宣伝、その他の薬局や会議室に悪影響を及ぼす行為
- (2) 許可されていない飲食物の持込み
- (3) 会議室内での喫煙
- (4) 届出のない機器・音響機器の使用
- (5) 騒音・臭気・振動・発火の危険性のある物品の持込み
- (6) 壁・窓・柱等への貼り紙や釘類の使用
- (7) 机その他に落書き又は傷をつける行為
- (8) 県立新庄病院敷地内や周辺道路での立て看板・ビラ配布等
- (9) 政治・宗教活動、物品の販売等を目的とした利用（ただし、LB 社が特に問題がないと判断した場合はその限りでない）
- (10) 他の会議室利用者、入居者及び近隣に迷惑を及ぼす行為

第 4 条 (利用制限)

1. 会議室利用者が次のいずれかに該当する場合、LB 社は会議室の利用の取消等の措置

をとることができる。

- (1) 申込書の記載に偽りがある場合
 - (2) 第三者に転貸した場合
 - (3) 本利用規約に違反した場合
 - (4) 公序良俗に反する場合
 - (5) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係している場合
 - (6) その他、この法人の指示に従わない場合
2. 前項の措置により利用を取り消した場合、LB社は既に納入があった利用料金については返却しない。

第5条（会議室貸出の一時停止）

1. 次のいずれかの場合LB社は会議室の貸出を一次停止することがある。
 - (1) 会議室または薬局の点検、修理、メンテナンスを定期的または緊急に行う場合
 - (2) 天変地変その他の不可抗力によって、会議室が利用できなくなった場合
 - (3) その他一時的な中断・停止の必要性があると判断した場合
2. 前項の一時停止によって発生した損害については、LB社は一切責任を負わない。
3. 第1項の一時停止が決定した時点でLB社は会議室利用予約者に通告するよう努めるが、事前の通告なしに貸出の停止を行うこともできる。

第6条（個人情報保護）

1. 会議室の利用に際して取得した個人情報は、LB社の「個人情報保護方針」に則り適切に取り扱うこととする。
2. LB社は、「個人情報保護法」に定めのある場合を除き、あらかじめ会議室利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはない。

第7条（補則）

本規約に定めるもののほか、貸会議室の利用に関する必要な事項は貸会議室運用細則として定める。

第8条（改廃）

1. この規約の改廃は、LB社役員会の議決による。
2. この規約は、2023年9月28日LB社役員会の議決に基づき2023年10月1日より施行する。

最上センター薬局 貸会議室運用細則

第 1 条 (趣旨)

本運用細則は、最上センター薬局(以下薬局)貸会議室の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (利用申込)

1. 第 2 項で示すオンライン申込を行う。薬局は申込申請受領後、目的等の精査を行った上で 3 日以内に利用申込者へ可否の連絡を行う。利用可の連絡を行った時点でラッキーバグ株式会社(以下 LB 社)と利用申込者との利用契約が成立する。
2. 申込用アドレス(<https://forms.gle/8F3RKCFehRWoecMdA>)より所定の記載事項を記入の上申し込む。申込は LB 社のホームページまたは薬局で配布するパンフレットに記載されたアドレスより行う。
3. 申込は利用希望日の 6 か月前または 2 か月前より 3 日前まで受け付ける。
利用希望が重複した場合は申込受領が早い方を優先する。
医療介護関連の勉強会や研修会：希望日の 6 か月前より受付
その他打合せ、会議、会合等：希望日の 2 か月前より受付

第 3 条 (利用時間、利用料金)

1. 利用者は利用料を当日利用時に薬局に対し納付する。

利用時間と利用料金は下記記載の表のとおり。

	全室(利用人数:40 名程度)	半室(利用人数:20 名程度)
午前：09 時 00 分~12 時 00 分	3,000 円(税込)	1,500 円(税込)
午後：13 時 00 分~17 時 00 分	3,000 円(税込)	1,500 円(税込)
夜：18 時 00 分~21 時 00 分	3,000 円(税込)	1,500 円(税込)

2. 医療介護関連の催事で使用する場合は前項の料金は徴収しない。但し利用目的の判断は薬局が行う。

第 4 条 (原状回復)

1. 利用者はその利用を終わったとき、又は利用規約第 4 条第 1 項に規定により利用の停止を求められた際は直ちに施設、設備を現状に回復する。
2. 利用者はその利用に関して生じた施設、設備の毀損または滅失があった場合は直ちに薬局へ届出し、その損害を賠償する。

第 5 条（災害時の対応）

利用者は不時の災害に備えて非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって了解し、来場者に対し周知徹底する。避難の必要が生じた際は薬局従業員の指示に従い、直ちに指定された避難所へ避難する。

第 6 条（雑則）

この細則に定めるもののほか、必要な事項は薬局が定める。

第 7 条（改廃）

1. この細則の改廃は、LB 社役員会の議決による。
2. この細則は、2023 年 9 月 28 日 LB 社役員会の議決に基づき 2023 年 10 月 1 日より施行する。